改定時期の料金計算方法

水道の検針は2ヵ月ごとに行い、奇数月に検針する地区と偶数月に検針する地区に分かれています。検針期間が改定日の令和6年7月1日をまたぐ令和6年7月検針と8月検針、令和7年1月1日をまたぐ令和7年1月検針と2月検針は、旧料金で計算した料金を使用日数で按分し、水道料金・下水道使用料を算定します。

<奇数月の検針地区>

浮島地区・足高地区・市街地区・香貫地区・我入道地区・大平地区・静浦地区・

内浦地区・西浦地区・戸田地区・清水町地区

<偶数月の検針地区>

原地区・愛鷹地区・片浜地区・金岡地区・駅北地区・大岡地区







奇数月検針地区の令和6年7月分料金の計算例(口径 20mm で使用水量 40 mmの場合)

< 水道料金 >

- ② 新料金 (2 か月分) $(570 \text{ 円} \times 2 \text{ か月})$ $(138 \text{ 円} \times 20 \text{ m})$ $(138 \text{ 円} \times 20 \text{ m})$
- ③ 算定金額 (3,220円×5|日÷6|日) + (3,900円×|0日÷6|日) = 3,33|円 (使用日数で按分) (A)の按分 (B)の按分 ※ 1円以下は切り捨て

< 下水道使用料 >

- ④ 旧料金(2ヵ月分) 2,500円 + 2,700円 = 5,200円 … (C) (1,250円×2ヵ月) (135円×20㎡)
- ⑤ 新料金(2か月分) 2,600円 + 3,580円 = 6,180円 … (D)
- (6) 算定金額 (5,200円×5|日÷6|日) + (6,180円×10日÷6|日) = 5,360円 (使用日数で按分) (C)の按分 (D)の按分 ※ 1円以下は切り捨て